大分地方最低賃金審議会 会長 井田 雅貴 殿

大分地方最低賃金審議会 大分県最低賃金専門部会 部会長 井田 雅貴

令和7年度大分県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月 15 日、大分地方最低賃金審議会において付託された大分県最低賃金の改正決定について、下記のとおり慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

当専門部会では、使用者代表委員から、エネルギー資源や原材料価格の高騰に加え、十分な価格転嫁が容易ではなく、経営環境が厳しい現状において、急激な最低賃金の引上げにより小規模・零細企業等は更に厳しい状況となることが懸念されるため、大分地方最低賃金審議会の答申に、政府に対し、以下の取組みを着実に推進することを求めるよう、要望がなされた。

なお、以下の要望事項については、労働者代表委員、公益代表委員においても共通の認識であることを確認した。

1 地域別最低賃金額改定の目安について

地域別最低賃金は、最低賃金法第9条第2項によれば、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力の3要素を考慮して定められなければならないが、近年の地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、生計費の物価上昇を重視した金額となっている。物価高に対する対策のひとつとして賃上げを目指すことに異論はないが、物価高の対策は、本来、国の各種施策で総合的に対応すべきものであり、賃上げに依拠すべきではないと考える。

中央最低賃金審議会は、地方最低賃金審議会にて根拠に基づいた審議が 進むよう、特に賃金支払能力について、各種指標等、地方における審議で 参照すべき県別・地域別の統計指標の例示及び提供を強化すること。

2 賃上げ原資の確保

中小企業・小規模事業者を対象として、令和7年度最低賃金改定に伴い増加した人件費のうち、その一部を一定期間(例:6か月間)国が助成すること。

加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」で閣議決定された「中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の重点的な支援」の早期実施に期待する。

3 価格転嫁しやすい環境整備

中小企業と大企業の円滑な価格転嫁と取引適正化を目指す「パートナーシップ構築宣言」の普及・拡大に向け、例えば価格転嫁率を可視化できるようにすることや、宣言企業に対するインセンティブの拡充等を行うこと。 公正取引委員会や関係省庁の連携による取引適正化に向けた監視機能の一層の強化を図ること。

いわゆる BtoC 取引の事業においては、価格転嫁に向けた価格交渉が困難であり、社会全体の理解が不可欠であることを踏まえ、賃上げが円滑に実施できるよう広く社会全体に発信し、理解を求めていくこと。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
井 田 雅 貴	阿 部 信 幸	大 塚 浩
田 中 朋 子	二 宮 研 介	藤 野 久 信
松隈久昭	藤本雅史	渡 辺 登

大 分 県 最 低 賃 金

- 1 適用する地域 大分県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額1 時間 1,035円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和8年1月1日